

新町まちづくりビジョン (新町基本計画)



平成21年3月

両湧別町合併協議会

〔平成26年3月変更〕
湧別町

－ 目 次 －

I. 序 論	1
1. 合併の必要性	1
2. 計画策定の方針	4
(1) 計画の趣旨	
(2) 計画の構成	
(3) 計画の期間	
II. 上湧別町・湧別町の概況	5
1. 位置と面積	5
2. 気候	6
3. 沿革	7
4. 地勢	8
5. 主要交通網	9
III. 主要指標の見通し	10
1. 人口の見通し	10
(1) 総人口・年齢別人口	
(2) 就業人口	
2. 世帯数の見通し	12
IV. まちづくりの課題と地域の魅力	13
1. まちづくりの主要課題	13
2. 地域の魅力	14
V. まちづくりの基本方針	16
1. まちづくりのテーマ	16
2. まちづくりの目標	17
(1) 安全・安心でうるおいのある快適な暮らしが実感できるまちづくり	18
(2) 自然にやさしく活力ある産業を活かすまちづくり	25
(3) 心やさしく健やかな心身を育てるまちづくり	31
(4) たくましく心豊かな人を育むまちづくり	34
(5) 自ら参加しみんなで築く協働のまちづくり	39
3. 地域別整備方針	41
VI. 新町における北海道事業の取組	44
VII. 公共的施設の適正配置と整備方針	45
VIII. 財政計画	46
1. 基本的な考え方	46
2. 歳入・歳出の見通し	48

I. 序 論

1. 合併の必要性

市町村は、これまで住民に最も身近な基礎自治体として、産業の振興、社会福祉、教育等、住民に密着したサービスの提供や地域の特性を活かしたまちづくりについて、重要な役割を果たしてきました。

しかし、若い人たちを中心とした人口流出等による過疎化の進行に伴い、自然人口減となる市町村が増加し、本格的な高齢化社会を迎え、市町村が住民サービスの充実を図る必要が高まっています。

一方、地方分権の推進、少子高齢化社会の進行、国・地方を通じた著しい財政の悪化等、市町村を取巻く情勢は大きく変化しており、今後、現行の行政サービスの維持、向上を図っていくことがとても厳しい状況であると予想されています。

このように、市町村を取巻く環境が大きく変わりつつある中、両湧別町として行財政基盤を強化し、社会福祉等の身近な行政サービスを維持、充実するとともに、将来にわたり両地域の持続的な発展を確保するためのひとつの手段として、合併は検討すべき重要な方策となっています。

両町が主体性をもった自主・自立の行政運営をしていくためには、

- 1) 基礎的な行政サービスを提供できること
- 2) 地域の課題に主体的に取り組み、解決に導く政策が形成できること
- 3) これらを支える健全な財政力を備えること

これらの3つの条件を備えて初めて「自立」といえるわけで、いずれかの1つでも欠ければ「自立」とは言えません。

したがって、上湧別町と湧別町は、「合併」か「自立」かの選択ではなく、

「自立」するために「合併」をとの考えに至ったものです。

これらの内容を整理すると次のようになります。

① 地方分権の推進への対応

平成18年12月に地方分権改革推進法が制定され、地方分権の柱が構築されました。

地方分権改革は国・道・市町村の役割を明確にし、国と地方の新しい関係を構築し、自治体の自主・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現しようとするものであり、市町村に要求される事務の質は、より専門性の高い高度な事務が必要となり、量は増大することが予想されます。

新町として、これら地方分権の受け皿としての基礎自治体を構築することが、地域住民の多様なニーズに応えられることとなります。

そのためには、基礎自治体にふさわしい各分野における専門職員の育成が必要となっ

てきます。

新町においては、合併による組織の一元化により、これらの対応が可能となってくることから、職員個々の能力向上とあわせ、より細かな住民サービスの提供が可能となります。

② 少子高齢化社会への対応

我が国は、平均寿命が80歳を超える世界一の長寿国となった反面、出生率が低下し人口構成が大きく変化しています。高齢者人口の割合は年々高まり、2050年には40%となる予想がされるなど、少子高齢化社会の進行は深刻な状況にあります。

上湧別町・湧別町の両町の人口をみますと、総人口は昭和60年の13,511人から平成17年には10,758人となり、この20年間に2,753人の減少となっています。また、総人口に占める高齢者率は、昭和60年に18.3%だったものが平成17年には29.6%に、昭和60年に19.1%だった15歳未満の年少人口率が平成17年には13.6%と、少子高齢化は年々急激に進んでいます。

このことにより、歳入規模が縮小する一方で、市町村が提供する社会保障等の需要が増加し、サービスの内容が高度かつ多様になるとともに、その水準を確保することが重要となってきます。

こうした中で、これらの課題に対応できるよう、両町が合併することで新町の人的・財政的基盤を充実することが可能となります。

③ 厳しい財政状況への対応

現在、国及び地方公共団体の財政状況は、極めて厳しい状況下であり、将来的にもこのような状況が続くものと考えられます。

多くの市町村は、国からの地方交付税や補助金、地方債（借入金）に依存した財政運営を行っており、財政健全化判断比率が年々悪化しているなど、厳しい財政状況に置かれていることから、両湧別町においては両町・両町民の力を結集し、簡素で効率的な行財政運営に努めなければなりません。

このような状況の中では、合併により対応することが有効な方策と考えます。

④ 日常生活圏域の広域化への対応

上湧別町・湧別町は、いずれも昭和28年に町制施行し、現在に至っています。

この間、車社会の進展や道路網の整備、情報通信手段の高度化に伴い、通勤・通学や医療機関等の利用等、住民の日常生活圏は居住する市町村の枠を越えて拡大しています。

さらに、行政区域という壁が取り払われることにより、住民の日常生活圏域の拡大に対応する住民サービスを実現するため、新町における町道維持管理整備、福祉・スクールバスの運行をはじめとして、効率のよい行政運営により、暮らしやすく活力のある地

域づくりが可能となります。

⑤ “第一次産業”を基盤とした産業の再構築

上湧別町・湧別町は、恵まれた自然環境を活かし、農林水産業の第一次産業を主体として発展してきた地域です。

両町の第一次産業構造においては、それぞれの地域の特性に合った農業・林業・水産業が展開されております。

これらの第一次産業が一つにまとまれば、全国・全道的にも誇れるバランスのとれた「新町の第一次産業」として発展が期待できます。

これまで、第一次産業から生じる様々な素材を活用し、第二次、第三次産業の振興とのつながりをもってきましたが、今後においては、「新町の第一次産業」としてさらなるつながりを強化するとともに、新たな連携を確立することで地域経済を大きく発展させることが可能となります。

⑥ 地域ブランドの確立

上湧別町・湧別町には、オホーツク海、サロマ湖、チューリップ公園など全国ブランドとして確立された地域の魅力あふれる資源がたくさんあります。

しかしながら、ともすれば個々の地域だけの資源として捉えられる傾向が強く、地域全体の資源としてアピールすることに至っていない面がありました。

加えて両地域は、年間降水量が少ない、日照時間が長い、流氷の接岸、地震等災害が少ない等々、全国に誇れる自然環境があります。

今後、環境に配慮した自然エネルギーの活用を推進し、「オホーツク海・サロマ湖・緑そして稔り豊かな大地・色とりどりの花・安全で快適な居住空間」を新町のブランドとして統一的に発信することで、イメージを大きく向上させるばかりでなく、これらの地域資源を活かした観光をはじめとする産業の活性化を図っていくことが可能となります。

⑦ 住民協働による地域づくり

地方分権時代においては、それぞれの地域の個性を活かし、住民自らが主体的にまちづくりに関わっていくことが求められています。このことは、今後地域におけるさまざまな課題の解決にあたって、行政との役割分担を十分に認識しながら、協働で取り組んでいくことであります。こうした住民自治によるまちづくりの意識が醸成されることにより、これまでの地域コミュニティの機能をさらに強化でき、さらには文化、芸術、スポーツ、地域行事等といったさまざまな分野で住民主体のまちづくり、住民自治による地域づくりが可能となります。

2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、上湧別町・湧別町の合併後に目指すべき「まちのすがた」を明らかにするとともに、合併後の新町総合計画（仮称）の基本となるものです。

このため、両町の速やかな一体化を推進するとともに、両町の協力・連携のもと、魅力ある地域づくりや住民福祉の向上、基幹産業の振興を目指すものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新町が目指す将来像や、その実現に向けた基本目標を定めるとともに分野ごとの目標や主要施策、北海道事業、公共施設の整備・配置などの位置づけを行い、その裏付けとなる財政計画についても明らかにするものです。

(3) 計画の期間

本計画は、合併初年度の平成21年度から平成36年度までの16年間とします。

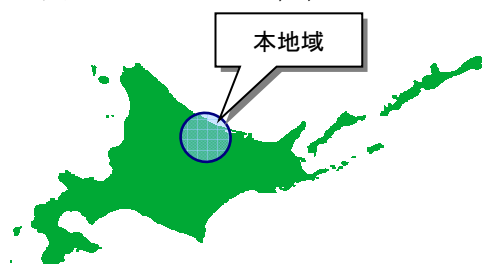
Ⅱ. 上湧別町・湧別町の概況

1. 位置と面積

本地域はオホーツク海、サロマ湖、湧別川を有する雄大な自然に包まれ、両町あわせて505.74km²の面積を有しています。

図一 本地域を構成する両町の位置

図一 道内における位置



表一 両町の面積

区分	上湧別町	湧別町	計
①畑	40.63k m ²	69.29k m ²	109.92k m ²
②宅地	3.12k m ²	3.49k m ²	6.61k m ²
③山林	77.16k m ²	193.92k m ²	271.08k m ²
④牧場	1.62k m ²	4.65k m ²	6.27k m ²
⑤原野	5.67k m ²	5.05k m ²	10.72k m ²
⑥雑種地	4.45k m ²	10.87k m ²	15.32k m ²
⑦その他	28.74k m ²	57.08k m ²	85.82k m ²
総面積	161.39k m ²	344.35k m ²	505.74k m ²
⑧人口密度(人/k m ²)	36.19 人/k m ²	14.28 人/k m ²	21.27 人/k m ²
⑨可住地面積	84.25k m ²	81.11k m ²	165.36k m ²
⑩可住地面積人口密度	69.33 人/k m ²	60.62 人/k m ²	65.06 人/k m ²
⑪可住地面積割合	52.20%	23.55%	32.70%

※両町総面積のうちサロマ湖の面積は、52.61k m²となります。

※両町の合計面積に近い道内の市町村は、根室市(512.60k m²)、置戸町(527.54k m²)となります。

※両町の合計人口密度に近い道内市町村は、古平町(21.34)、八雲町(21.06)となります。

※可住地面積とは、総面積から林野面積と湖沼面積を除いたもの。

2. 気 候

本地域内のアメダス観測点である、湧別の気象状況は次のとおりです。

年間の降水量は720mm前後、平均気温は5.8℃前後となっており、最高気温は約29～34℃、最低気温はマイナス18～26℃となっています。

表一 本地域の気象状況

	湧 別			
	降水量	平均気温	最高気温	最低気温
単 位	mm	℃	℃	℃
平成10年	859	5.5	31.8	-21.9
平成11年	508	6.1	34.1	-22.6
平成12年	955	5.4	34.4	-23.3
平成13年	870	5.0	29.8	-24.6
平成14年	747	5.9	32.6	-19.7
平成15年	494	5.4	28.9	-22.7
平成16年	674	6.8	34.1	-18.0
平成17年	647	6.0	32.9	-26.1
平成18年	942	6.2	33.4	-20.5
平成19年	524	6.1	33.6	-18.7
全 年	722	5.8	32.6	-21.8

資料：気象庁アメダスデータ

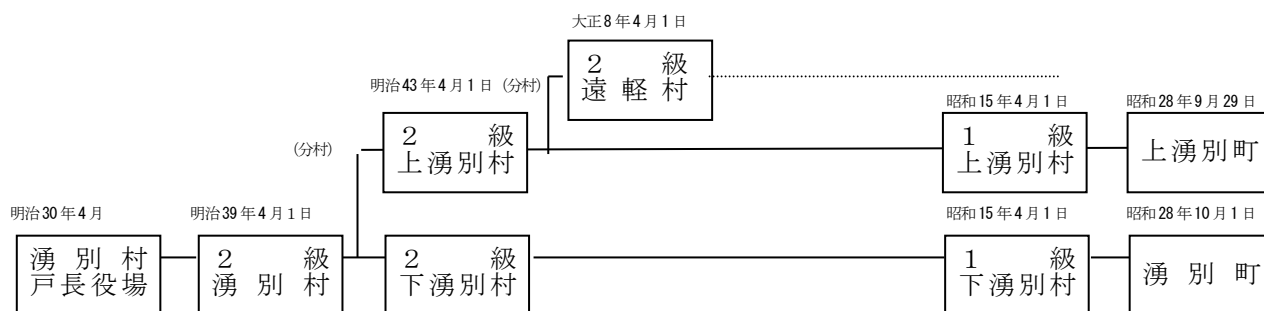
3. 沿革

両町は、明治に役場の発足をし、昭和28年に町制を施行し現在に至っています。

表一町の沿革

区 分	上 湧 別 町	湧 別 町
(1) 役場のはじまり	明治43年4月1日	明治39年4月1日
(2) 町制施行年月日	昭和28年9月29日施行	昭和28年10月1日施行
(3) 町名の由来	アイヌ語の「ユペ(鮫)」(アイヌの人々は鮭のことを鮫と言っていた)のすむ川から。分村を機に上を冠して上湧別となっています。	アイヌ語の「ユペ(鮫)」(アイヌの人々は鮭のことを鮫と言っていた)のすむ川から。
(4) 町章の由来	昭和43年6月18日制定 上湧別の「カミ」を図案化したもの。中央の星は屯田兵村を、円は町民の融和を、縦線は地面に根をおろし未来に向かって伸び行く力を表したものである。	昭和28年10月1日制定 中央の星型は北海道の「北」を表し、その中に湧別の「湧」と周囲に「別」を円型に型どり、円満と団結で豊かな郷土を象徴したものの。
(5) 町のシンボル		
① 町花	チューリップ 昭和51年8月17日制定	エゾムラサキツツジ 昭和57年4月1日制定
② 町木	オンコ 昭和51年8月17日制定	オンコ 昭和57年4月1日制定
(6) 町の歴史	明治30・31年に北辺の警備と開拓の任務をもった屯田兵399名が家族とともに湧別原野に移住してきたのが始まり。明治43年に戸数の増大に伴い湧別村から分村し上湧別村となる。大正8年に遠軽村を分村し現在の行政区域となる。名寄線・湧網線の全線開通により交通の要衝として発展し、昭和28年町制施行により上湧別町と改称し現在に至っています。	明治15年湧別川河口付近に開拓の畝がおろされたのが開基の始まり。明治30年に湧別村戸長役場が設置され、明治39年に戸長役場が廃止され2級町村制の施行により湧別村役場を設置、同43年に上湧別村を分村し、下湧別村と改称、昭和25年床丹集落(現若里)を分割して佐呂間に編入、昭和28年町制施行により湧別町と改称し現在に至っています。

図一両町の変遷



4. 地 勢

本地域はオホーツク海に面し、サロマ湖を抱え肥沃な大地が広がる地勢を有しています。

平地やゆるやかな起伏ある大地が広がり、標高の高い山は比較的少なく内陸部に点在する程度となっています。

オホーツク海、サロマ湖という自然環境と、北見峠に水源を持つ湧別川流域に広がる雄大な自然がこの地域の地勢上大きな特徴となっています。

図一地勢（イメージ）



5. 主要交通網

本地域における主要交通網は、下図のとおりとなっています。
広域的な骨格道路となる国道2路線のほか、道道、町道による地域交通ネットワークが形成されています。

図一 主要交通網



Ⅲ. 主要指標の見通し

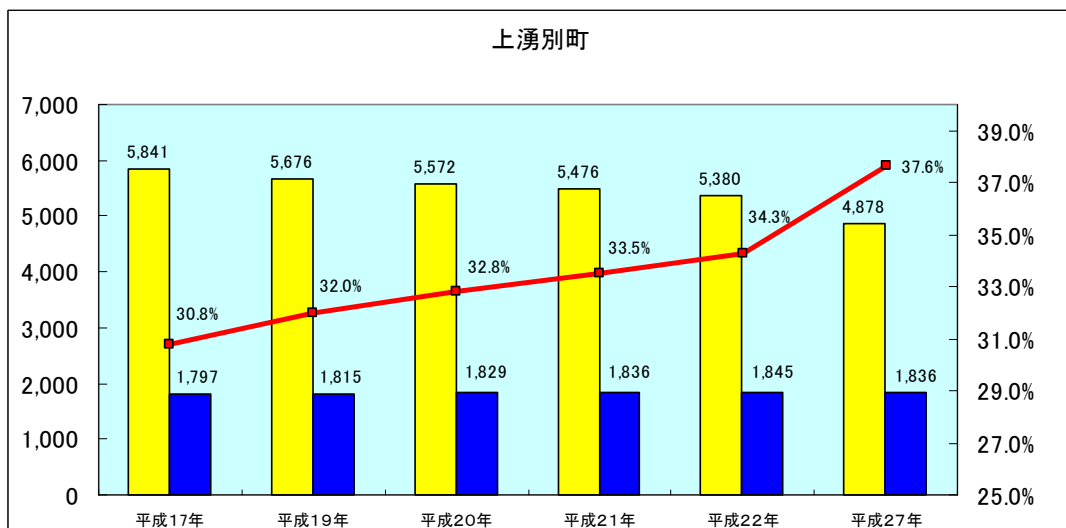
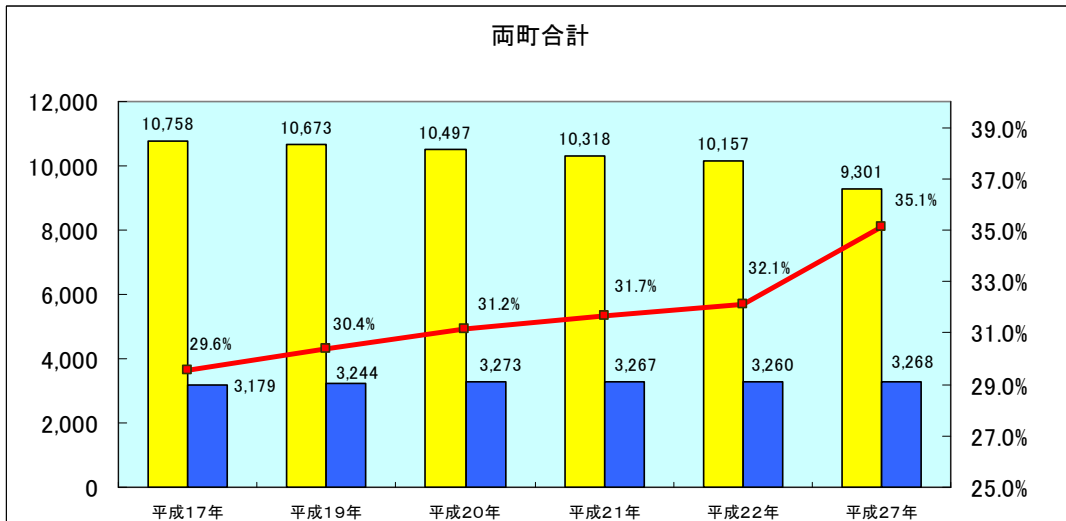
1. 人口の見通し

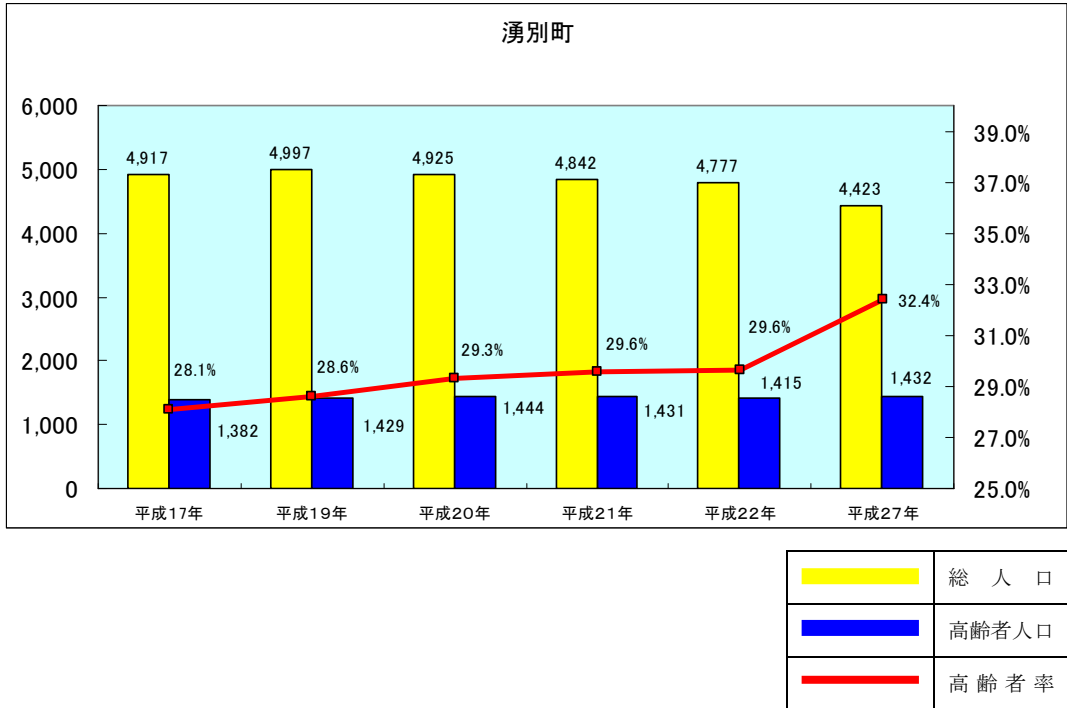
(1) 総人口・年齢別人口

将来の人口推計は、平成12年及び平成17年の国勢調査結果と平成15年から20年までの住民基本台帳人口によりコーホート要因法に基づいて行っています。

これによると、両町の人口は平成17年（2005年）の10,758人（高齢者比率29.6%）から平成27年（2015年）には9,301人（同35.1%）まで減少すると推計されています。

コーホート要因法とは、総人口を1歳男女別のグループ（コーホート）に分け、それぞれ生存率、純社会移動率を統計および実績を基に計算して将来数を推計する手法です。





(2) 就業人口

平成17年国勢調査による就業人口（両町合計値）は5,456人となっておりますが、人口の減少に伴い、就業人口もまた、減少基調で推移することが見込まれます。

また、産業別の推移をみると、第一次産業、第二次産業、第三次産業いずれにおいても減少傾向は避けられない状況にあります。特に第三次産業については、近隣地における大型店の存在など、商圈動向に影響を受け、一定の減少が進んでいくものと見込まれます。

表一就業人口推計結果

(人)

		就業人口合計			
		第一次産業	第二次産業	第三次産業	
実績値	平成17年	5,456	1,745	1,401	2,310
推計値	平成22年	5,050	1,447	1,361	2,242
	平成27年	4,597	1,225	1,256	2,116

※ 昭和60年～平成17年の国勢調査（5時点）を基に、回帰式により推計し、産業分類別の内訳は昭和60年～平成17年の国勢調査（5時点）の割合を回帰式により推計し、合計値を基に按分した。

2. 世帯数の見通し

平成20年住民基本台帳人口値による世帯数（両町合計値）は4,207世帯となっており、平成27年にはわずかながら世帯数も減少となっています。

表一世帯数推計結果

(戸)

		世帯数合計	町別世帯数	
			上湧別町	湧別町
実績値	平成20年	4,207	2,367	1,840
推計値	平成22年	4,195	2,368	1,827
	平成27年	4,136	2,343	1,793

※平成16～20年の住民基本台帳値をもとに、直線回帰式により推計した。

IV. まちづくりの課題と地域の魅力

1. まちづくりの主要課題

次代へ繋ぐ「ふるさと」の一体感づくりを進める際の課題として、次のような点が挙げられます。

安全・安心で快適な暮らしの確立

→ 快適な生活を営み安心感のある良質で人に優しい住宅環境の整備を行うとともに、火災や水害などの災害から住民の生命や財産を守る対策を講じ、住民生活や地域産業を支える社会基盤となる環境の整備を図る必要があります。

地域に根ざした活力ある産業の形成

→ 地域の自然環境を活かし生業として根づいてきた第一次産業をはじめ、活力あふれる第二次産業、多様な活力・ふれあいをもたらす第三次産業など、本地域ならではの産業文化を高めていくことが必要です。

健やかで安らぎのある福祉の向上

→ 全ての住民が健康で過ごせるための健康づくりを推進し、地域医療の確保・社会福祉や子育て支援の充実を図るとともに、総合的なくらしやすさの向上に取り組むことが必要です。

ゆとりやうるおいのある生涯学習社会の実現

→ 住民の自発的な活動に対する支援を行うとともに教育、文化、スポーツ活動等生涯にわたって学習ができるよう関係機関、団体と連携し条件整備に努めることが必要です。

自ら考えみんなで育む地域自治の振興

→ まちづくりへの住民参加、住民と行政の協働といった取り組みを掘り下げ、住民が自発的に自らのまちづくりを考え、課題解決にあたるなど、より創造的な協働文化を育てていくことが必要です。

2. 地域の魅力

本地域のもつ個性や魅力として、次のような点が挙げられます。

「オホーツク圏」の中央から ～ 各方向に発信される地域文化

本地域は水産や観光などの豊かな資源を有する地域として全国的に知られるオホーツク海沿岸に面し、稚内から知床までのいわゆる「オホーツク圏」のほぼ中央に位置しています。

そのため、北西方向の紋別・稚内方面、南東方向の網走・知床方面、さらには近隣の遠軽や北見方面と、各方面に連携の窓口を持つ特性を持っており、さまざまなつながり、広がりのあるまちづくりが可能となる条件を有しています。

オホーツク海・サロマ湖・肥沃な大地 ～ 個性あふれる豊かな自然環境資源

雄大な自然環境の広がる北海道にあって、本地域には、オホーツク海、サロマ湖、湧別川という固有の資源が広がっています。

両町それぞれが持つ豊かな自然環境も、地域全体としてこうした固有のキーワードで一つとなり、個性あふれる豊かな自然が広がる一体的な地域としての条件を有しています。

「環境が培う産業」の広がるまち

～ 基幹産業からつながる活力源

地域全体に広がる豊かな環境は、そこにただ存在するばかりでなく、農林水産業といった歴史ある基幹産業として、地域の人々の生活を支える経済的活力源として商工業の活性化とともに活かされてきました。

また、観光・レジャーについても同様であり、豊かな自然は多くの人々を魅了し続け、観光拠点としてふれあい・交流の文化も形成されています。

個性と類似性によりつくるまち

～ 「一体感」を創造する生活環境

本地域を構成する両町は、自然環境などの類似性を持ちながらも、それぞれの置かれた条件や、まちづくりの取り組みの成果などにより、独自の個性を育んできました。

しかしながら、両町の間には人口をはじめとした各種統計上からは、大きな違いは見られず、それぞれの個性や魅力を持ち寄り、「新たなまち」としての文化を一体となって発信できる条件を有しています。

V. まちづくりの基本方針

1. まちづくりのテーマ

オホーツク海・サロマ湖周辺地域に位置する上湧別町及び湧別町は、豊かな自然に恵まれた町で、酪農・畑作を中心とした農業と沿岸・養殖を中心とした漁業、豊かな森林資源を活用した林業などの第一次産業を基幹産業とする地域です。

開拓の跡がおろされて以来、両町がそれぞれの地域の自然や資源を活かし、市街地を形成し産業や文化を培ってきました。

先人により培われ受け継がれた開拓の歴史・伝統を尊重し、地域が共存発展する新しいまちづくりを進めるため、

- (1) 豊かな自然を守り育て、みんなが安心してうるおいと安らぎのある生活が実感できるまち
- (2) 優れた自然環境や地域資源を活かし、基幹産業である農林水産業の発展に努め、生産基盤の安定したまち
- (3) 保健・福祉への取り組みを引き継ぎ、健康の増進や子育て支援の充実に努め、総合的な暮らしやすさの向上を目指すまち
- (4) 明日を担う人間性豊かな人材の育成と文化の香り高いまち
- (5) コミュニティを活発化し、みんなと創り育てるまち

を目指し、豊かな自然・環境を守り育てながら、両町民が共栄共助の精神で生活と文化、産業を営むことができる『人と自然が輝くオホーツクのまちづくり』を進めます。

～『人と自然が輝くオホーツクのまちづくり』～

2. まちづくりの目標

新町のまちづくりの基本方針について、オホーツクの中央に位置する上湧別町・湧別町がひとつの町として、開拓以来育まれてきた産業や文化、歴史を継承し「人と自然が輝くオホーツクのまちづくり」を目指し、次の5本の柱を掲げ新しいまちづくりを進めます。

人と自然が輝くオホーツクのまちづくり

安全・安心でうるおいのある快適
なくらしが実感できるまちづくり

1. 定住の促進
2. 公園等の整備
3. 環境衛生の整備
4. 消防・防災
5. 交通安全・防犯
6. 情報・通信の整備
7. 自然環境の保全
8. 道路・河川の整備
9. 公共交通の整備
10. 上下水道の整備

自然にやさしく活力ある産業を活かすまちづくり

1. 農業の振興
2. 水産業の振興
3. 林業の振興
4. 商工業の振興
5. 観光・レクリエーションの振興

心やさしく健やかな心身を育てる
まちづくり

1. 保健・地域医療の充実
2. 社会福祉の充実
3. 子育て支援の充実

たくましく心豊かな人を育むまち
づくり

1. 学校教育の充実
2. 社会教育の充実
3. 芸術・文化の振興
4. スポーツの振興
5. 地域間・国際交流活動の推進

自ら参加しみんなで作る協働のま
ちづくり

1. コミュニティの醸成
2. 住民参加のまちづくり
3. 行財政運営の効率化

(1) 安全・安心でうるおいのある快適な暮らしが実感できるまちづくり

【考え方】

新町は、オホーツク海、サロマ湖、湧別川など、豊かな自然環境に恵まれた地域で、農林水産業を基幹産業として発展してきました。

住民が継続して快適に生活を営み発展するためには、うるおいや安心感のある、人にやさしい住環境の整備が定住を促進していく上で重要な役割を果たしています。

また、火災や水害などの災害から住民の生命・財産を守ることも重要な要素です。

このことから、分譲宅地や公園など住環境、ごみ処理等環境衛生や火災等の防災対策の充実を図ります。

また、情報化社会に対応したまちづくりが重要となっていることから、情報基盤の充実を図ります。

住民生活や地域の産業を支える社会基盤として、道路網や公共交通、上下水道などがあります。

道路網の充実や冬季間の安全で円滑な交通の確保、高規格幹線道路等の整備促進を図るとともに、子どもや高齢者の足となる公共交通機関の確保を図ります。

上下水道は、住民生活に直接関わりがあり、安全で快適な住民生活を支える重要な要素であることから、上下水道の整備充実を図ります。

【課題と主要施策】

1) 定住の促進	
現状と課題	<p>住民が安心して住み続けることができる居住環境の改善、低所得者向け住宅の確保、高齢者や障害者に優しい住宅の整備が望まれています。</p> <p>また、町内で働く若年者、単身者向けの住宅や一般世帯向けの住宅の需要も高くなっています。</p> <p>新町においても、公営住宅等による住宅供給や老朽化した公営住宅等の再生事業を計画的に進め住宅水準の向上に努める一方、民間賃貸住宅の整備を促すことも必要となっています。</p> <p>持ち家住宅建設の要望に対しては、需要を把握し、良質な住環境を確保し定住を促進するため、分譲宅地や持ち家住宅奨励制度を充実していく必要があります。</p>
方針	<p>① 公営住宅等の整備</p> <p>既存公営住宅の良好な維持管理に努め、住民の需要動向を見極め計画的な公営住宅等の整備や老朽化した公営住宅の全面改善事業を進め、住宅の質や周辺環境の向上、高齢者等に配慮した住宅の供給に努めます。</p>

	<p>② 分譲宅地の整備 住民の定住を図るため、持ち家住宅建設を促進し需要動向を見極めながら分譲宅地の整備に努めます。</p> <p>③ 持家住宅建設の奨励 良質な住環境を確保し定住を促進するため、持家住宅建設奨励を推進します。</p>
主要施策	<p>① 公営住宅等の整備</p> <p>② 分譲宅地の整備</p> <p>③ 持家住宅奨励制度の拡充</p>

2) 公園等の整備	
現状と課題	<p>両町では、多目的広場や運動公園などが整備され、住民のふれあいや交流の場として、また、スポーツ等を楽しむ場として活用されています。</p> <p>新町においても広場や公園は、ふれあいや交流の場、健康づくりの場として住民生活を豊かにするものであり、全町的な土地利用や市街地の形成を踏まえた公園等の維持・整備が必要です。</p>
方針	<p>公園の整備</p> <p>住民のふれあいや交流の場、スポーツ等を楽しむ場として、更にイベント会場としての活用を促すため、良好な公園の整備と維持管理に努めます。</p>
主要施策	公園等の維持管理、整備

3) 環境衛生の整備	
現状と課題	<p>両町における、ごみ処理については収集車による全戸収集を行っており、資源ごみや可燃ごみの処理は広域的に取り組んでいます。また、不燃ごみ及び粗大ごみについては両町の最終処分場で処理しています。</p> <p>新町においても、これまでの取り組みを踏まえて排出・収集・処理、リサイクルなど、一連の流れを通じ、住民と行政、事業者とが一体となって地域ぐるみで循環型社会への取り組みが必要です。また、最終処分場の延命化を図るうえでもごみの排出抑制、分別の徹底など、住民意識の高揚によるごみの減量化等に努め、さらには、現状の動向を的確に把握しつつ、計画的に更新等に取り組んでいくことが求められています。</p> <p>墓地や葬斎場については、計画的な区画の提供や老朽化などに対応した検討が必要です。</p> <p>公害対策については、河川や湖沼などの水質汚濁や悪臭などが懸念されます。このことから監視体制の強化が必要となってきます。</p>
方針	<p>① ごみ処理、リサイクル意識の高揚</p> <p>ごみの排出抑制や分別の徹底などについて住民の意識の高揚を図りながら、住民と行政、事業者が協力してごみ処理、リサイクルに努めます。</p>

	<p>② ごみ処理施設の適正な管理 ごみ処理施設の計画的な維持、管理及び更新に努め、これまでの広域処理を引き継ぎ、適切な処理に努めます。</p> <p>③ 墓地・葬斎場の整備 墓地・葬斎場については、計画的な整備に努めます。</p> <p>④ 公害防止 監視体制を強化し公害を未然に防ぎ、町民の自然環境保全に対する意識の高揚に努めます。</p>
主要施策	<p>① ごみの分別、リサイクルの推進</p> <p>② ごみ処理施設の適正な管理</p> <p>③ 墓地・葬斎場の整備</p> <p>④ 公害対策 ・河川や湖沼などの水質保全、悪臭発生防止による良好な生活環境の確保</p>

4) 消防・防災	
現状と課題	<p>消防については遠軽地区広域組合において、それぞれに消防団を設置し消防体制の充実を図ってきました。</p> <p>新町においても、火災などの災害から住民の生命、財産を守るため消防体制の充実を図ることが必要です。</p> <p>また、救急業務については、不慮の事故や急病人の発生など、出動内容も多岐にわたり、救急隊員の迅速かつ的確な救急対応や専門技術の向上、医療機関との連携を図ることが必要です。</p> <p>防災については、両町共に地域防災計画に基づき住民の防災意識の高揚や災害時の出動体制の整備、防災資材の備蓄に努めてきました。</p> <p>新町においても、地域防災計画を新たに策定し、自治会及び関係機関と連携した防災訓練の実施、自主防災組織の育成など災害から守る意識の高揚と災害情報を共有する仕組みを確立する必要があります。</p>
方針	<p>① 消防施設の充実 消防施設や設備・車両などの維持、整備に努めるとともに、大規模な災害などに対応するため、消防機動力の充実を図ります。</p> <p>② 消防体制の充実 消防組織体制の充実を図るため、住民の防火・防災意識の高揚と消防団の充実強化に努めます。</p> <p>③ 救急救命体制の充実 救急救命体制の充実を図るため、機材の充実、救急隊員の技術向上、医療機関との連携などの強化に努めます。</p> <p>④ 防災体制の充実 地域防災計画を策定し適切な運用を図ると共に、災害時の防災通信施設の整備や資機材の整備充実に努めます。</p>

	また、住民の防災意識の高揚を図り、行政と住民が協力し災害に強いまちづくりを進めます。
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災施設の整備 ② 防災体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画の策定 ・ 防災資機材の整備 ・ 自主防災組織の育成と防災訓練等の実施 ・ 国民保護計画に基づく危機管理体制の確立 ・ 迅速かつ的確な災害情報伝達の構築

5) 交通安全・防犯	
現状と課題	<p>車は住民生活や産業活動に欠かせない交通手段となっていますが、車の増加に伴い痛ましい事故が発生し問題となっています。</p> <p>両町では、関係機関・団体と連携し、交通安全運動を展開し住民意識の高揚と交通事故防止に努めています。</p> <p>新町においても行政と住民が協力し交通事故の防止に努める必要があります。</p> <p>また、窃盗事件などの犯罪も発生しており、犯罪のない明るく住みよいまちづくりを進めるため、関係機関、団体と連携し防犯活動に取り組む必要があります。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 交通安全施設の整備 交通安全施設の整備を図ると共に、安全な道路交通環境の向上に努めます。 ② 交通安全運動の推進 住民や関係機関・団体が連携し、家庭・職場・地域などが一丸となり交通安全の推進に努めます。 ③ 防犯体制の充実 関係機関・団体と連携し、町民相互の協力体制づくりを進め、防犯意識の高揚を図り、犯罪のない明るく住みよいまちづくりを進めます。
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 交通安全施設の整備 ② 交通安全運動の展開 ③ 防犯運動の展開

6) 情報・通信の整備	
現状と課題	<p>情報化社会の進展によって、家庭へのインターネット普及など、瞬時に様々な情報の収集や交換が可能となりました。</p> <p>円滑で多様な情報交換ができる情報通信基盤は、地域的な格差を是正し住</p>

	<p>民生活や産業活動に大きな変化を与え、新しいまちづくりを進める原動力となる可能性を持っています。</p> <p>高速の情報通信網は、民間通信事業者により進められているところですが、本地域では一部市街地のみで整備されている状況です。</p> <p>このため都市部との情報通信格差を是正し、高速の情報通信基盤整備や誰もが情報を気軽に利用できるサービスの提供などが必要です。</p> <p>本地域は、テレビ難視聴地域解消のために中継局等が整備されていますが、地上アナログ放送からデジタル放送への移行に伴い、対応する施設整備が必要となっています。</p>
方針	<p>① 情報通信基盤の整備</p> <p>本格的な情報化時代に対応するため、高速で情報をやり取りできる情報通信基盤の整備に努めます。</p> <p>② 難視聴地域の解消</p> <p>地上放送のデジタル化に伴い難視聴対策施設の整備を進め、情報格差是正のため難視聴対策に努めます。</p>
主要施策	<p>① 情報基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信基盤の整備促進 ・ 公共ネットワークの整備 <p>② 難視聴地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地上デジタル放送施設の整備

7) 自然環境の保全	
現状と課題	<p>新町は、オホーツク海やサロマ湖、湧別川に広がる肥沃な大地と豊かで雄大な自然に恵まれた地域です。</p> <p>この恵まれた自然環境と地域資源が、地域の住民生活や産業活動の基礎となっており、将来ともに発展していくためには、この自然環境を保全し次世代へと引き継いでいく必要があります。</p> <p>一方、自然環境の保全に配慮しながら、憩い・ふれあいや交流の場として活用するなど、自然環境を有効に活かしていくことも求められます。</p>
方針	<p>地域の恵まれた自然環境・資源は、住民生活や産業活動の基礎となるものであり、本地域の継続的な発展のため、自然環境の保全に努めながら産業活動や交流・ふれあいの場としての活用を図り、バランスの取れたまちづくりを進めます。</p> <p>また、自然災害から住民生活や農地などの産業基盤を守るための防災対策と自然環境の共生に努めます。</p>
主要施策	<p>① 海岸保全対策</p> <p>② 海岸防災林等の整備</p> <p>③ 干害防備保安林の整備</p>

8) 道路・河川の整備	
現状と課題	<p>両町は、国道2路線を主軸に道道や町道等が近隣町村及び地域内を連絡する道路網を形成し、住民生活や産業活動を支える基盤となっています。また、この道路網と連携する高規格幹線道路の整備が進められています。</p> <p>国道、道道の整備については、交通量の増加や車両の大型化に伴い橋梁の拡幅、車道の拡幅、歩道の整備などが望まれています。</p> <p>また、町道は、実延長531kmで、改良率が61.9%、舗装率は49.4%であり、整備水準の向上や危険箇所の解消、交通安全施設の整備が望まれています。</p> <p>冬期の円滑な交通網の確保のため、国道、道道、町道それぞれの除雪体制や歩道の除排雪など、さらなる充実強化を図り、住民の安全な交通の確保に努める必要があります。</p> <p>新町の河川は、湧別川やその支流から構成され、地域にうるおいと心のやすらぎを与える存在となっています。しかし、森林の伐採等により河川周辺地の保水力が低下していることや、断面不足により河川の洪水も発生している状況にあります。このようなことから、環境保全に配慮し河川整備を進めていくことが必要です。</p>
方針	<p>① 国道、道道の整備促進 本地域の道路網の軸となる国道及び道道は、橋梁や道路の拡幅、歩道の設置などの整備について、関係機関に対し整備促進を働きかけます。</p> <p>② 高規格幹線道路の整備促進 都市部と本地域を結ぶ広域高速交通網の整備については、関係機関に対し整備促進を働きかけます。</p> <p>③ 町道等の整備 生活に密着した機能を持つ町道等の整備、維持補修に努め、地域の活性化や住民生活の利便性の向上を図ります。</p> <p>④ 除排雪体制の充実 除排雪体制を充実し、冬期の円滑な交通の確保に努めます。</p> <p>⑤ 河川の整備 災害から住民を守ると共に、水辺に親しむ交流の場としての活用等河川環境の整備に努めます。</p>
主要施策	<p>① 国道の整備促進 ・ 国道238号、242号の整備促進 ・ 高規格幹線道路の整備促進</p> <p>② 道道の整備促進</p> <p>③ 町道等の整備</p> <p>④ 除排雪体制の充実</p> <p>⑤ 治水・利水・河川環境保全対策</p> <p>⑥ 河川敷地の活用</p>

9) 公共交通の整備	
現状と課題	<p>公共交通は、家庭の自動車保有台数の増加や過疎化に伴い利用者数の減少が見られますが、両町は、JR湧網線及び名寄線の廃止後、代替バスや民間バス、町営バスが近隣市町村や各市街地を結ぶ役割を果たしています。</p> <p>代替バスや民間バス路線の廃止が言われる中、住民にとって利便性を損なわないよう民間バス路線の確保や町営バスの運行など、公共交通の充実が必要です。</p>
方針	民間バス路線の確保や代替バス及び町営バスの運行充実に努めます。
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 民間路線バスの確保 ② 代替バスの運行 ③ 町営バスの運行

10) 上下水道の整備	
現状と課題	<p>両町では、上水道や簡易水道などの水道事業を実施してきました。</p> <p>新町においても日常生活のうえで欠くことのできない良質な水源の確保や安定した水道水の供給が求められています。</p> <p>また、これまで公共下水道事業を進めた結果、整備率は82%で、普及率は57%となっています。</p> <p>新町においても、同様に下水道の計画的な整備や普及に努める必要があります。</p> <p>これらの下水道区域以外の地域では、個別に合併処理浄化槽の整備が進められています。</p> <p>新町においても、住民の生活環境の向上や自然環境保全のため合併処理浄化槽の計画的な整備が必要となっています。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 上水道の整備 良質な水源の確保や安全で安定した水道水の供給のため、水道設備の整備・維持を図ります。 ② 下水道の整備 衛生的な生活環境づくりや豊かな自然環境の保全のため、現在、設定されている下水道区域の計画的な整備や下水道の普及に努めます。 ③ 個別排水処理施設の整備 下水道区域以外の地域での衛生的な生活環境づくりと自然環境の保全のため、個別排水処理施設の整備に努めます。
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設の整備 ② 給水区域の拡張（営農用水区域） ③ 下水道の整備 ④ 合併処理浄化槽の整備

(2) 自然にやさしく活力ある産業を活かすまちづくり

【考え方】

本地域は、豊かな自然資源に恵まれ、農林水産業の第一次産業を基幹産業として発展し、この第一次産業から様々な生産物を活用することで、第二次、第三次産業の振興につなげてきました。

新町においても基幹産業は、農業、水産業、林業であり、国際競争の激化や価格低迷などにより依然として厳しい現状にあります。生産・経営基盤の強化を図り、生産性、安全性の高い食料供給基地として、また、優良な木材供給基地としての発展を目指し、農林水産業の振興に努めます。とりわけ、酪農については上湧別地域と湧別地域が一体となることで、生乳生産量が網走管内第一位となり産地としての規模が拡大し、オホーツクの酪農主産地として、湧別ブランドの確立や販路の拡大、流通の合理化等が期待されます。

また、農林水産業と商工業、観光等との連携を強化し、第二次、第三次産業の振興を図ります。

【課題と主要施策】

1) 農業の振興

現状と課題	<p>農業を取り巻く情勢は、農畜産物に関わる国際競争の激化や後継者・担い手不足をはじめとする生産資材の高騰のあおりを受け依然として厳しい状況が続いております。また、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まり、さらには国が進める「食料・農業・農村基本計画」に基づく水田・畑作経営所得安定対策の導入など大きく変化しております。</p> <p>このような状況の中、地域の特性を活かして持続的な農業を展開するためには、意欲と能力のある担い手の育成・確保や農業経営の体質強化が必要であり、各種施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。</p>
方針	<p>① 生産基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・農業生産力の向上を図るため、経営規模の拡大や国営・道営などの事業を活用した基盤整備に努めるとともに、関係機関と連携し家畜排せつ物を有効に活用した土づくりを推進します。・安定した農業用水確保のため、農業用施設の整備に努めます。 <p>② 農業経営の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・効率的な農作業受委託や担い手への農用地の利用集積を行うと共に、交流や研修などにより後継者の育成・確保や新規就農者の受入体制の整備に努めます。・農業経営の学習機会の充実を図り、関係機関と連携を密にし、長期展望に立った経営指導体制の強化に努めます。

	<p>③ 農産の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した農産物の生産をするため輪作体系の確立と土壌診断による効率的な土づくりを推進します。 ・消費者ニーズに対応し、品質の向上や安全・安心な農産物の生産を推進します。 <p>④ 畜産の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼養管理技術の向上と生産やコストの低減を図り、経営体質の強化に努めます。 ・防疫体制の強化を図ります。 ・家畜排せつ物の適正な管理のための施設整備を進めると共に、堆肥化による有効活用を推進します。 ・畜産経営の安定を図るため、町営牧場等の整備充実に努めます。 ・消費者ニーズに対応し品質の向上や安全・安心な畜産物の生産を推進します。 <p>⑤ 生活環境の充実</p> <p>農業者のゆとりを持てる時間の創出を図ると共に、農村景観の保持や生活環境の整備など、活力とうるおいが持てる農村づくりを促進します。</p> <p>⑥ 農業振興地域整備計画の早期策定</p>
<p>主要施策</p>	<p>① 生産基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業の促進 ・農地の地力増進の推進 ・農業用施設の整備と適正管理 <p>② 農業経営の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コントラクターやTMRセンターなど農作業受委託の推進 ・農地流動化の促進 ・経営指導體制の充実 ・担い手育成対策の充実 ・新規就農支援対策の推進 ・大規模経営に対応した農業経営法人化の促進など経営体制強化 <p>③ 農産の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輪作体系の確立等による基幹作物の安定生産の推進 ・農産物選果及び加工施設の整備 ・高収益作物の奨励 <p>④ 畜産の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防疫対策の推進 ・家畜排せつ物の適正処理と有効活用の推進 ・町営牧場等の整備 <p>⑤ 生活環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酪農ヘルパーの促進 <p>⑥ 農業振興地域整備計画の早期策定</p>

2) 水産業の振興	
現状と課題	<p>本地域の漁業は、沿岸漁業とホタテを中心とした養殖漁業を主体として発展してきました。</p> <p>サロマ湖内のホタテ養殖漁業やオホーツク海での稚貝放流による輪採体制が軌道に乗り漁業経営の安定化が図られましたが、漁場環境の悪化や水産物価格の低迷、漁業系廃棄物の処理など抱える問題は多岐にわたってきております。</p> <p>このため、多様化する水産物の需要動向と安定供給、循環型社会への対応や地域振興につながる多面的機能施設の整備と拡充が求められています。</p> <p>また、食の安全性に対するニーズが高まる中、新鮮な水産物を一貫した衛生管理の処理過程を経る流通体制に努める必要があります。</p>
方針	<p>① 漁港の整備促進 生産基盤である漁港は、オホーツク海側に1港、サロマ湖内に3港が指定され、漁港整備が進められており、早期完成を促進します。</p> <p>② 漁場環境の保全 サロマ湖内増養殖漁場と外海漁場の環境保全対策に努めると共に、関係機関・団体と連携しサロマ湖内環境保全対策と豊かな海を育む森づくりを推進します。</p> <p>③ 増養殖事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的なホタテ稚貝の放流を行い、沿岸漁業の生産維持を図ります。 ・ さけ・ますの孵化放流事業の促進を図り、資源の確保に努めます。 ・ 増養殖漁業の安定的拡大を図るため、サロマ湖内における計画的なホタテ種苗の育成やホタテ・カキ・アサリなどの増養殖を進め、資源の保護培養による生産性の向上に努めます。 ・ 資源の育成・保護のため、増養殖知識と技術の向上を図ると共に指導体制の充実強化や資源の調査研究に努めます。 <p>④ 経営安定の確立 経営や生産活動の合理化・効率化を図るため、共同経営体制の充実、漁業管理技術の向上、設備投資の適正化など経営体質の強化を促進します。また、経営感覚の優れた後継者の育成に努めます。</p> <p>⑤ 水産系廃棄物処理の推進 漁業資材や水産加工場から排出される貝殻など、廃棄物の適正処理や再利用を促進します。</p> <p>⑥ 水産加工体制の充実 生産・加工体制を充実し水産物の付加価値の向上や販路拡大を図ります。</p>
主要施策	<p>① 漁港の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港の早期完成の促進 <p>② 漁場環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オホーツク海及びサロマ湖内の漁場環境の保全 ・ サロマ湖内環境保全対策の推進 <p>③ 増養殖事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸漁業の生産維持 ・ サロマ湖内増養殖漁業の推進

	<p>④ 経営安定の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営体質強化と後継者育成の支援 <p>⑤ 水産系廃棄物処理の推進</p> <p>⑥ 水産加工体制の充実</p> <p>⑦ 消費者ニーズに対応した食の安全体制の確立</p>
--	--

3) 林業の振興

現状と課題	<p>森林は国土の保全や水源涵養、自然環境の保全と形成など多様で公益的な機能を持っています。また、近年地球温暖化防止のため二酸化炭素排出抑制が各国に求められ、森林の持つ多面的な機能の重要性が注目されています。</p> <p>両町の森林面積は27,108haで、豊かな森林資源を有しています。</p> <p>林業を取り巻く環境は、国際的な木材需給構造の変化などによる先行きの不透明感の拡大や、後継者不足などから森林所有者の森林整備に対する投資意欲が減退しています。</p> <p>このため、森林が持つ公益的機能の維持・増進を図り、生活と産業を支える緑豊かな森林づくりを進めると共に、資源の有効利用を図るために計画的な森林施業に努める必要があります。</p> <p>エゾシカ・カラス・ハト等の有害鳥獣による農林水産業被害が年々増加傾向にあります。また、ヒグマやキツネ等による人畜への被害が危ぶまれています。</p>
方針	<p>① 森林資源の保全と整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良な森林資源の保全を図るため、森林整備計画に基づき伐採や造林、除間伐などの保育事業に努めます。 ・ 公益的機能や役割に応じた多様な森林資源の保全と管理に努め、森林機能の維持・向上を図ります。 ・ 森林の環境保全を図るため無秩序な開発や転用を防止し、自然環境に対する意識の高揚を図ると共に、自然学習やレクリエーションの場としての活用などに努めます。 <p>② 経営基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林施業の効率化に配慮し、計画的な林道・作業道の整備に努めます。 ・ 林業事業体の経営体質の強化を促進すると共に、林業技術の向上を図り林業を担う労働者や後継者の確保に努めます。 <p>③ 有害鳥獣捕獲等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲等については、猟友会の協力を得て農林水産業及び人畜への被害の未然防止対策に努めます。
主要施策	<p>① 森林資源の保全と整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町有林の育成、管理 ・ 民有林の育成支援 ・ 森林空間の活用促進 <p>② 経営基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林道・作業道の整備 ・ 林業事業体の育成支援

	<ul style="list-style-type: none"> ③ 緑化意識の高揚 <ul style="list-style-type: none"> ・げんきの森事業の推進 ④ 有害鳥獣捕獲等事業 <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲等奨励金の支給 ・ハンターの確保及び出動体制の整備
--	--

4) 商工業の振興

現状と課題	<p>商業は、両町の市街地を主として商店街を形成していますが、消費者ニーズの多様化と日常生活圏の拡大により地元購買力が減少する状況にあります。</p> <p>このことから、商工会を中心として事業者の自助努力を促しながら、多様化する消費者ニーズに対応した利便性の高い商店づくり、経営力の向上などを支援していく必要があります。</p> <p>工業は、農林水産物を活用した製造業が多く、第一次産業と密接な関係を持ち、地域の振興を図る上で大きな役割を果たしています。</p> <p>このことから、付加価値の高い製品開発等を促進し、生産の拡大や経営の安定化などにより工業の振興を図る必要があります。</p> <p>また、雇用・就業機会の確保や地域経済の拡大等の効果が期待される企業誘致についても取り組むことが求められます。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 商店街の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・地元消費の増加対策や空き店舗対策などへの支援を図り、魅力ある商店街づくりに努めます。 ・事業者の経営体質の強化や後継者の育成・確保などの支援に努めます。 ② 工業の育成 <p>経営の合理化・効率化と製品の開発研究などを促進し、企業の経営体質の強化への支援に努めます。</p> ③ 企業誘致の促進 <p>企業誘致を促進するため、工業適地の確保や条件整備を図り、優良企業の誘致に努めます。</p>
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 商店街の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・商店街活性化の促進 ・経営指導体制の強化 ・振興資金貸付制度の充実 ・担い手育成対策の促進 ・購買促進事業の充実 ② 工業の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・地場産品の開発と販路拡大 ・地場企業の育成支援 ・振興資金貸付制度の充実 ③ 企業誘致の促進

5) 観光・レクリエーションの振興	
現状と課題	<p>近年、東アジア地域を中心に外国人観光客が大幅に増加しているものの、これまでの自然・食・温泉といった恵まれた観光資源に依存した定番観光の行き詰まりや、各種観光イベントの集客力の低下、情報発信力の不足等により、観光の入込客数は減少傾向にあります。</p> <p>本地域は、雄大なオホーツク海と網走国定公園サロマ湖などの自然環境資源やチューリップ公園、かみゆうべつ温泉チューリップの湯、ファミリー愛ランドYOUなど、両町が整備してきた各施設により観光振興を図ってきました。</p> <p>新町では、これらの観光資源やイベント、地場産品などの連携を強化すると共に、新たな観光資源を発掘するなどの観光振興対策が必要です。</p>
方針	<p>① 観光資源の活用 オホーツク海や網走国定公園サロマ湖をはじめ恵まれた自然環境など、地域の特色を活かした観光振興とまちづくりと連動した観光地づくりなど、新しい観光資源の創出に努めます。</p> <p>② 観光拠点施設の整備 両町が整備してきた観光施設の充実を図ると共に施設相互の連携を図り観光客の誘致に努めます。</p> <p>③ 観光イベントの充実 各種イベントの充実と相互の連携を図り、地域全体として魅力の増大に努め観光客の誘致や交流人口の増加を図ります。また、イベントを活用し、地元ならではの郷土料理や食材を紹介し地域住民の理解を深めます。</p> <p>④ 宣伝・情報発信の充実 情報化に対応した観光情報の発信、観光パンフレット、ポスターなど多様な媒体を活用した宣伝活動を充実し、関係団体と連携を図り観光客の誘致に努めます。</p> <p>⑤ ホスピタリティの充実 観光関連業者のサービス向上や観光ボランティアなどの人材育成に努め、地域が一体となり観光客に対するもてなしの心に満ちた体制の整備を促進します。</p>
主要施策	<p>① 観光資源の活用と施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光関連施設の整備充実 ・ 恵まれた自然環境の活用 ・ 新たな観光資源の発掘 ・ 物産の振興 ・ 体験型観光と滞在型観光の推進 ・ 花の街並み観光の推進 <p>② 観光イベントの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種イベントの充実と連携 ・ イベント主催団体の育成・支援 <p>③ 宣伝・情報発信の充実</p> <p>④ ホスピタリティの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光ボランティアなどの育成

(3) 心やさしく健やかな心身を育てるまちづくり

【考え方】

少子高齢化がますます進行する中、住民が健康で自立しうるおいのある生活を過ごすことのできる地域社会を形成していくことが重要となります。

また、どこに住んでいても子ども達が健やかに育つことができる環境づくりや社会全体が協力して子育てができる保健・福祉体制の構築も重要です。

このため、健康に対する意識の高揚とともに、住民が自主的に健康づくりに取り組める環境づくりに努めながら、疾病の予防や早期治療を促進するための保健・介護予防施策の展開や医療体制の充実と安心して子どもを産み育てる体制づくりに努めます。

【課題と主要施策】

1) 保健・地域医療の充実	
現状と課題	<p>両町の医療体制は、町が設置する歯科診療所3ヶ所のほかに厚生クリニック、医療法人、個人歯科医院が開業していますが、地域における医師不足が深刻な中、地域医療を支援するとともに近隣市町と連携を図るなど広域的な医療体制の構築が必要です。</p> <p>さらに、住民の健康を増進するため、各種検診事業において疾病の予防や早期発見、早期治療を促すとともに、未受診者への勧奨などの対策を講じて受診率の向上に努めることが必要です。また、保健師などによる検診後の指導及び保健事業を推進するとともに、福祉分野との連携により総合的な取組みも必要となっています。</p>
方針	<p>① 地域医療の充実 住民が安心して受診できるよう地域医療を支援し充実を図ります。</p> <p>② 保健事業 住民が日常生活を健やかに過ごせるように、福祉分野と連携し、住民の健康への知識と自己管理意識の高揚を図り、保健事業及び各種検診事業を推進します。</p>
主要施策	<p>① 住民の健康づくり意識の高揚</p> <p>② 保健事業及び各種検診事業の推進</p> <p>③ 地域医療の充実</p>

2) 社会福祉の充実

現状と課題	<p>1) 地域福祉</p> <p>少子高齢化や核家族化などにより、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増えている状況にあります。このことから、「いつでも、どこでも、だれでも」が必要とする保健・福祉サービスを利用できる体制を整備し、民生委</p>
-------	---

	<p>員・児童委員や社会福祉協議会、福祉会など関係機関との連携や情報交換に努め、住民の自主的な活動による地域福祉を推進する必要があります。</p> <p>2) 高齢者福祉</p> <p>両町の高齢化率は31%を超え、全国平均を大幅に上回っています。このことは少子化の進行や核家族化、さらには若年層の町外への流出による人口の減少が大きな要因となっています。そうした中、平均寿命が延びている今日、高齢者が安心して生きがいのある生活を送るため、各種福祉サービスの提供や地域包括支援センターの設置により、保健・医療・福祉にわたる総合的な介護・福祉サービスの提供に努めてきました。</p> <p>新町においても、これまでの取組みを踏まえ、総合的な介護・福祉サービスの提供や生きがい対策と高齢者が住みなれた地域で安心して日常生活を送ることが出来るよう、地域全体で支える体制づくりが必要です。</p> <p>3) 障害者福祉</p> <p>障害者の福祉については、平成15年度に支援費制度が始まり、平成18年度からは身体・知的・精神の障害を一元化した障害者自立支援法が施行され、障害者に対するサービスのあり方が見直されています。</p> <p>障害者が地域社会で自立し暮らしていくために、支援体制の充実と地域ぐるみで自立や社会参加の促進に努める必要があります。</p> <p>4) ひとり親家庭の福祉</p> <p>ひとり親家庭では、子育てと生計の二重の役割を担っており、課題として母子家庭では「家計、仕事、住居」が中心であり、父子家庭では「日常生活支援」が中心となっているのが実情であります。</p> <p>ひとり親家庭に対しては、子育てや生活支援・就業支援等の総合的な対策を推進し、自立の促進を図る必要があります。</p>
<p>方 針</p>	<p>①地域福祉</p> <p>全町的な福祉活動を推進する上で、住民の積極的な参加を促すとともにボランティアの育成に努めます。また、両町で活動してきた保健福祉関係団体の連携や育成を進め、推進体制の充実を図ります。</p> <p>②高齢者福祉</p> <p>1) 高齢者の健康保持と介護予防</p> <p>健康意識の高揚や食生活の改善指導、健康相談等の事業を充実します。また、体力向上のための運動指導や閉じこもり防止、認知症の予防や支援などにより介護予防を効果的に推進します。</p> <p>2) 高齢者の生きがいづくり</p> <p>高齢者が持つ知識、経験を生かし社会活動へ参加できるよう就労環境の整備充実を図ります。また、老人クラブ活動など地域活動を関係機関と連携し世代間の交流や文化、スポーツ活動の推進を図ります。</p> <p>3) 在宅福祉・介護の充実</p> <p>在宅介護サービスの充実を図り、高齢者が可能な限り自立した日常生活が営めるよう支援します。また、支援を必要とする人や介護予防サービス需要の把握に努め、民間事業者等との連携を図りながら在宅介護を担</p>

	<p>う人材の育成・確保、福祉・介護関連施設の整備充実、支援を図ります。</p> <p>③障害者福祉</p> <p>1) 相談指導体制の充実 各種福祉制度の活用により生活全般における相談に応じるなど、相談指導体制の充実に努めます。</p> <p>2) 社会環境の充実 障害者と健常者の様々な交流機会を通じ、住民のボランティア意識の高揚を図り、障害者が積極的に地域社会に参加できるような環境づくりに努めます。</p> <p>④ひとり親家庭の福祉</p> <p>ひとり親家庭の子ども達が健やかに成長できるように、支援の充実に努めます。</p>
主要施策	<p>① 福祉団体との連携及び情報交換の強化、ボランティアの育成</p> <p>② 高齢者福祉施設の整備支援</p> <p>③ 介護予防、生活支援対策の充実</p> <p>④ 在宅介護サービス利用への支援</p> <p>⑤ 高齢者及び障害者総合相談体制の充実</p> <p>⑥ 障害者等に対する地域生活支援事業の充実</p> <p>⑦ ひとり親家庭のニーズに応じた生活支援</p> <p>⑧ 高齢者に対する生きがいづくりへの支援</p>

3) 子育て支援の充実	
現状と課題	<p>核家族化や共働きなど家庭構造の変化によって、家庭での子育て力が低下し保護者の育児負担が増加するとともに、社会参加が困難な状況にあります。また、地域における連帯感の希薄化などによって母親の多くは、妊娠、出産、育児において様々な不安や悩みを抱えていることから、子育て世代への支援が求められています。</p> <p>このことから、安心して子どもを産み育て、子ども達が健やかに育つことができるよう行政、地域、職域、学校などの社会全体が協力し、家庭や子育てに夢と希望を持つことができる環境をつくる必要があります。</p>
方針	<p>子育てに悩む保護者の不安を解消し、幼児、児童の健全な育成を図るため、相談や指導などの支援拠点の充実に努めます。</p> <p>また、子ども達が健やかに育つことができる環境づくりや社会全体が協力して家庭や子育てに希望が持てる環境づくりに努めます。</p>
主要施策	<p>① 子育て支援センター及び児童センター等児童福祉施設の充実</p> <p>② 放課後児童クラブの充実</p> <p>③ 親が安心できる保育事業の充実と施設整備</p> <p>④ 経済的負担を軽減するための子育て支援</p> <p>⑤ 母子保健及び子育て相談体制の充実</p>

(4) たくましく心豊かな人を育むまちづくり

【考え方】

教育・文化では住民の主体性・自立性の育成や生きがいの創造が求められており、子どもからお年寄りまで全ての住民が地域へ愛着を持ち、文化・学習活動、スポーツ活動に取り組める環境づくりが大切です。

このため、一層の学校教育の充実を図ることは勿論のこと、新町が有する資源を活用し楽しく学べる環境の整備充実、学習やスポーツに親しむ機会の提供に努めます。

また、国内における地域間交流や国際化の進展に伴い、これまでの両町での活動を踏まえて、友好都市との交流を推進し、文化の香り高いまちづくりに努めます。

【課題と主要施策】

1) 学校教育の充実

現状と課題	<p>学校教育は、心身が発達する青少年期における教育として、子ども達が未来を拓く確かな学力、豊かな人間性・社会性を身につけることが最も重要であり、次代を担う子ども達の人格形成に大きな影響を及ぼすものです。</p> <p>このため両町では、小・中学校の教育施設や教材の整備、情報化時代に即した教育設備など、教育環境の充実に努めてきました。</p> <p>近年、登下校時に児童生徒が犯罪に巻き込まれる事件やいじめが大きな社会問題となっています。いじめや不登校などの問題行動の未然防止と早期に問題解決をするための教育相談体制の充実に努め、学校、PTA、地域、行政が連携した安全教育の徹底と安全対策の推進が必要です。</p> <p>各学校については、児童生徒数が減少する中、地域の意向を踏まえ、将来の学校のあり方を耐震化と併せて検討する必要があります。</p> <p>スクールバスについては、児童生徒の通学に欠くことのできない交通手段であります。今後においても、安全かつ効率的な運行に努める必要があります。</p> <p>両町では、平成17年度から全道初の行政枠を超えた中高一貫教育が導入され、計画的かつ継続的な教育が展開されています。今後もさらに連携が深まるよう継続して支援をしていく必要があります。</p> <p>学校給食については、両湧別町学校給食組合を解散し、新たに教育委員会の職務として今までどおり運営していきます。</p>
方針	<p>① 心の教育等道徳教育の推進</p> <p>人を思いやる心を育てる道徳教育の推進に努めます。</p>

	<p>② 教育施設・設備の充実 良好な教育環境づくりのため、校舎や体育館などの改築や施設・設備の維持管理、校地内の環境整備に努めます。</p> <p>③ 教材・教具の充実 教育活動の円滑な推進や教育内容の充実と教材・教具の計画的な整備に努めます。</p> <p>④ 教育環境の充実 経済的に就学困難な児童生徒に対する就学援助や遠距離通学者に対する通学費の助成、通学手段の確保のためスクールバスの効率的な運行に努めます。また、障害のある児童生徒のための就学指導を行い特別支援教育の充実に努めます。</p> <p>⑤ 児童生徒の指導の充実 児童生徒の健全育成の指導に努めると共に、非行、いじめ、不登校など、問題を抱える児童生徒に対して家庭、学校、地域の連携を密にし、指導の充実に図ります。</p> <p>⑥ 児童生徒の安全対策 学校、PTA、地域、行政が連携した安全教育の徹底と安全対策を推進します。</p> <p>⑦ 英語指導助手の招聘 英語力の向上や国際理解を深めるため英語指導助手の招致事業を推進すると共に、情報化・国際化などへの適切な対応に努めます。</p> <p>⑧ 中高一貫教育の推進 湧別高校との連携による中高一貫教育の推進に努めます。</p> <p>⑨ 学校給食の充実 児童生徒の栄養バランスを十分考慮し、地元の食材を使用するなど、地域性豊かな魅力ある学校給食を推進すると共に、食に関する指導の充実に努めます。</p> <p>⑩ 教職員の研修・福利厚生 教職員の研修活動の充実や地域との交流を促進すると共に、教職員住宅の整備等に努めます。</p>
<p>主要施策</p>	<p>① 心の教育等道德教育の推進</p> <p>② 小学校及び中学校施設の改築、改修（耐震化含む）</p> <p>③ 教材・教具の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教材・教具の充実 ・ コンピュータなどの情報機器の整備 <p>④ 教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学援助や遠距離通学者の支援 ・ スクールバスの整備 ・ 特別支援教育の充実 <p>⑤ 児童生徒指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非行・いじめ・不登校者など問題行動等への指導充実

	⑥ 児童生徒の安全対策 ⑦ 英語指導助手の招聘 ⑧ 中高一貫教育の推進 ⑨ 学校給食の充実 ⑩ 教職員の研修・福利厚生の実施 ・ 研修の実施 ・ 教職員住宅の整備
--	---

2) 社会教育の充実

現状と課題	<p>社会教育は、住民一人ひとりが自己の充実・啓発の向上のため自発的意思によりあらゆる生活の場で行われる学習活動であり、両町では文化センターなどの学習拠点施設を中心に各種講座や教室を開催し、学習機会の提供やグループの育成、自主的な学習活動の支援を行っております。家庭・地域の教育力を高めるための支援についても、新町において引き続き取り組む必要があります。</p> <p>図書館は、生涯学習を支援する施設として、住民の幅広いニーズに対応した図書館資料の収集・提供に努めてきましたが、新町においても蔵書の充実等、読書環境の整備充実を図ることが必要です。</p>
方針	<p>① 各種講座、教室の開催 幅広い世代や住民のニーズ、家庭・地域の教育力を高めるなど地域的課題解決に対応した各種講座や教室などを開催すると共に、自主的な学習活動の支援に努めます。 また、地域内の指導者の発掘やその活用に努めます。</p> <p>② 図書館の充実 蔵書の充実を図り、学習活動に必要な情報や本に親しむ機会の提供に努めます。 また、移動図書館車を運行し、来館できない住民に対して読書活動の支援を行います。</p>
主要施策	<p>① 各種講座、教室の開催 ② 自主的な学習活動の支援 ③ 図書館の充実 ・ 蔵書の充実と図書館相互の連携強化 ・ 移動図書館車の運行、更新</p>

3) 芸術・文化の振興

現状と課題	<p>文化は、住民生活を心豊かにするものであり、両町はオホーツクの厳しい自然の中で開拓の時代を共有しながら、それぞれ個性ある文化を育んできました。</p> <p>両町の歴史を継承しつつ、芸術・文化等の住民活動を通して新町の地域文化を創造していく必要があります。</p>
-------	--

	また、これまでの歴史文化を整理し、適切な保存・管理、展示・紹介などを行い、文化を後世に継承していく必要があります。
方針	<p>① 文化・芸術活動の推進 両町の歴史を継承しつつ、新たな地域文化の創造に努めます。 また、文化施設を活用しながら芸術・文化に親しむ機会を提供すると共に、住民の文化活動の支援に努めます。</p> <p>② 文化団体等の育成 住民の自主的な文化活動を助長すると共に、文化団体等の支援に努めます。</p> <p>③ 歴史・文化の保存と継承 旧町の歴史や文化財を調査・保存し、郷土資料の収集・展示により、次世代への継承に努めます。</p>
主要施策	<p>① 芸術・文化活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化施設の充実と有効活用 ・ 自主的公演活動の支援 <p>② 文化団体等の育成</p> <p>③ 歴史・文化の保存と継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郷土資料館の充実 ・ 文化財の調査と保存

4) スポーツの振興	
現状と課題	<p>生涯を通じてスポーツに親しむことは、住民相互のふれあい・交流や健康増進に大きな役割を果たすものであり、両町では各種スポーツ施設を整備し、住民がスポーツに親しむ機会の提供に努めてきました。</p> <p>新町においてもスポーツの振興・普及に努めると共に、関連団体への支援や施設・設備を充実する必要があります。</p>
方針	<p>① スポーツ活動の推進 スポーツに親しむ機会の提供に努めスポーツを振興し、住民の健康増進や相互交流の促進を図ります。 また、スポーツ活動へ興味・関心を抱き、楽しさを理解してもらうため、指導者の養成や指導体制の充実に努めます。</p> <p>② スポーツ団体の育成 体育協会やスポーツ少年団などの自主的な活動を支援します。</p> <p>③ スポーツ施設の充実 住民のニーズを踏まえながら、スポーツ施設の整備充実に努めます。</p>
主要施策	<p>① スポーツ活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種講習会等の開催 ・ 各種大会等の開催 ・ スポーツの普及・指導体制の充実

	② スポーツ団体の育成 ・ 体育協会、スポーツ少年団などの支援 ③ スポーツ施設の整備充実
--	---

5) 地域間・国際交流活動の推進	
現状と課題	両町では、国内での地域間交流やホワイトコート町(カナダ)、セルウィン町(ニュージーランド)とそれぞれ友好都市の提携を結び、国際交流事業を行っており、新町においても引き続き交流活動を推進していくことが必要です。
方針	これまでの地域間交流や国際交流の取り組みを踏まえ、交流活動を推進すると共に他地域や他国を理解する機会の提供に努めます。
主要施策	① 中高生等国際交流事業の推進 ② 交換留学事業の推進 ③ 海外交流・研修事業の推進 ④ 国際交流団体の支援 ⑤ 地域間交流事業の推進

(5) 自ら参加しみんなで築く協働のまちづくり

【考え方】

新町が一体感を持って発展していくためには、各地域の住民が相互に理解し、連携していくことが大切です。

これまでの地域単位でのコミュニティ活動をより推進し地域の活性化を図ると共に、新町の住民が幅広い世代で相互に交流し、コミュニティの醸成に努めます。

社会環境の変化に柔軟かつ適切に対応し新町が発展していくためには、住民が自ら行政に参加することが求められます。

住民の活力を活かし、行政と協働し、より効果的なまちづくりの構築に向けた取り組みに努めます。

また、様々な分野におけるボランティア活動などの住民活動を支援します。

【課題と主要施策】

1) コミュニティの醸成	
現状と課題	新町では、旧町地域間の連携を密にしながら「ふるさと」としての意識を醸成し、結びつきを強めていくことが求められます。
方針	各地域の特徴を理解し、共通の地域資源等を組み合わせながら、新たなふるさとの創造を図ります。
主要施策	① コミュニティ活動の推進 ・コミュニティ活動の推進と支援 ・イベントによる交流の活発化 ② 自治会活動と自主的な住民活動への支援 ・自治会の広域的取組みの推進と活動への支援 ・地域担当スタッフ制度の充実 ・自主的な住民活動への支援と人材の育成

2) 住民参加のまちづくり	
現状と課題	住民と協働でまちづくりを進めていくため、行政が保有する情報を公開・提供し、共有することが大切です。 これまで両町では、広報誌やインターネットなどを活用し、行政情報の公開・提供を行ってきました。 新町においても、多様な情報媒体を活用しつつ、まちづくりのための情報の積極的な公開・提供を進める必要があります。 また、個人情報の保護に努め、安全に情報の提供ができる環境づくりが必要です。

	<p>広聴活動については、住民の声を反映させるため町政懇談会や町長室の開放等を行っていますが、参加者の減少や出席する年代に偏りが見られます。今後においては、住民が気軽に行政と対話できる機会を増やすなど住民の意見を反映させる仕組みを充実させる必要があります。</p> <p>住民の自主的、意欲的な活動は、町の活力に結びつくものであり、今後も社会参加を推進すると共に、このような活動を支援し、いきいきとしたまちづくりを推進することが必要です。</p> <p>また、住民と行政が協力して進める「協働」のまちづくりを継続・拡大していくことが必要です。</p>
方針	<p>行政情報の公開・提供を進め、行政と住民との情報の共有に努め、住民と協働したまちづくりを推進します。</p> <p>また、行政が持つ個人情報の保護のため適正な情報の取扱いに努めます。</p> <p>住民の自主的な活動や参加を支援すると共に、まちづくり団体としての活動を促進します。</p> <p>また、「協働」によるまちづくりを推進するため、住民が参加できる仕組みづくりと住民の積極的な参加の促進に努めます。</p>
主要施策	<ol style="list-style-type: none"> ① 情報公開の推進 ② 個人情報の保護 ③ 広報・広聴活動の推進 ④ 住民協働参加の推進 ⑤ 自治基本条例の検討

3) 行財政運営の効率化	
現状と課題	<p>市町村を取り巻く行財政環境は厳しさを増し、地方分権社会に向けた中、権限移譲、住民ニーズの多様化等専門的な行政の運営が求められています。</p> <p>新町がより成熟したまちへと発展していくためには、限りある行財政資源を効果的に活用し効率化を進め、基礎自治体としてふさわしい体制の整備が必要です。</p>
方針	<p>行財政資源を効果的に活用し地方分権時代の行政としてより高度な行政サービスが提供できる体制の整備に努めます。</p>
主要施策	<ol style="list-style-type: none"> ① 行財政運営の効率化と体制整備の推進 ② 行政情報システムの整備（電算システムの統合整備） ③ 総合計画の策定 ④ 職員の資質向上 ⑤ 広域連携の推進 ⑥ 行政評価の導入

3. 地域別整備方針

新町のおかれた自然・地理的条件、市街地の形成状況、道路等交通基盤の整備状況をもとに、地域の連携と産業の発展、市街地空間の充実を図り、地域の均衡ある発展を目指します。

I 畑作・酪農ゾーン

湧別川流域や芭露川などのサロマ湖周辺の流域ごとに発達している農村地域で、農業基盤の充実を図り、美しい農村景観を創造します。

II 漁業ゾーン

オホーツク海沿岸及びサロマ湖の漁村地域で、漁業基盤となる漁港の整備や養殖漁業、沿岸漁業の振興を図ります。

III 森林ゾーン

農村地域を取り囲むように位置する森林地域で、経営基盤となる森林を育成し、保水や空気浄化等の公益的機能を発揮させるよう保全を図ります。

IV 観光ゾーン

両町が整備してきた観光施設を広域観光の拠点として、魅力ある観光地の整備を図ります。

*** 観光拠点施設**

- ① チューリップ公園
- ② ファミリー愛ランドYOU
- ③ 五鹿山キャンプ場
- ④ 三里浜キャンプ場
- ⑤ かみゆうべつ温泉チューリップの湯

V 市街地ゾーン

畑作・酪農ゾーンや漁業ゾーンなどを機能的につなぎ、公共施設や商店、住宅地などの整備を図ります。

*** 市街地**

- ① 湧別市街地
- ② 中湧別市街地
- ③ 上湧別市街地
- ④ 芭露市街地
- ⑤ 開盛市街地
- ⑥ 計呂地市街地

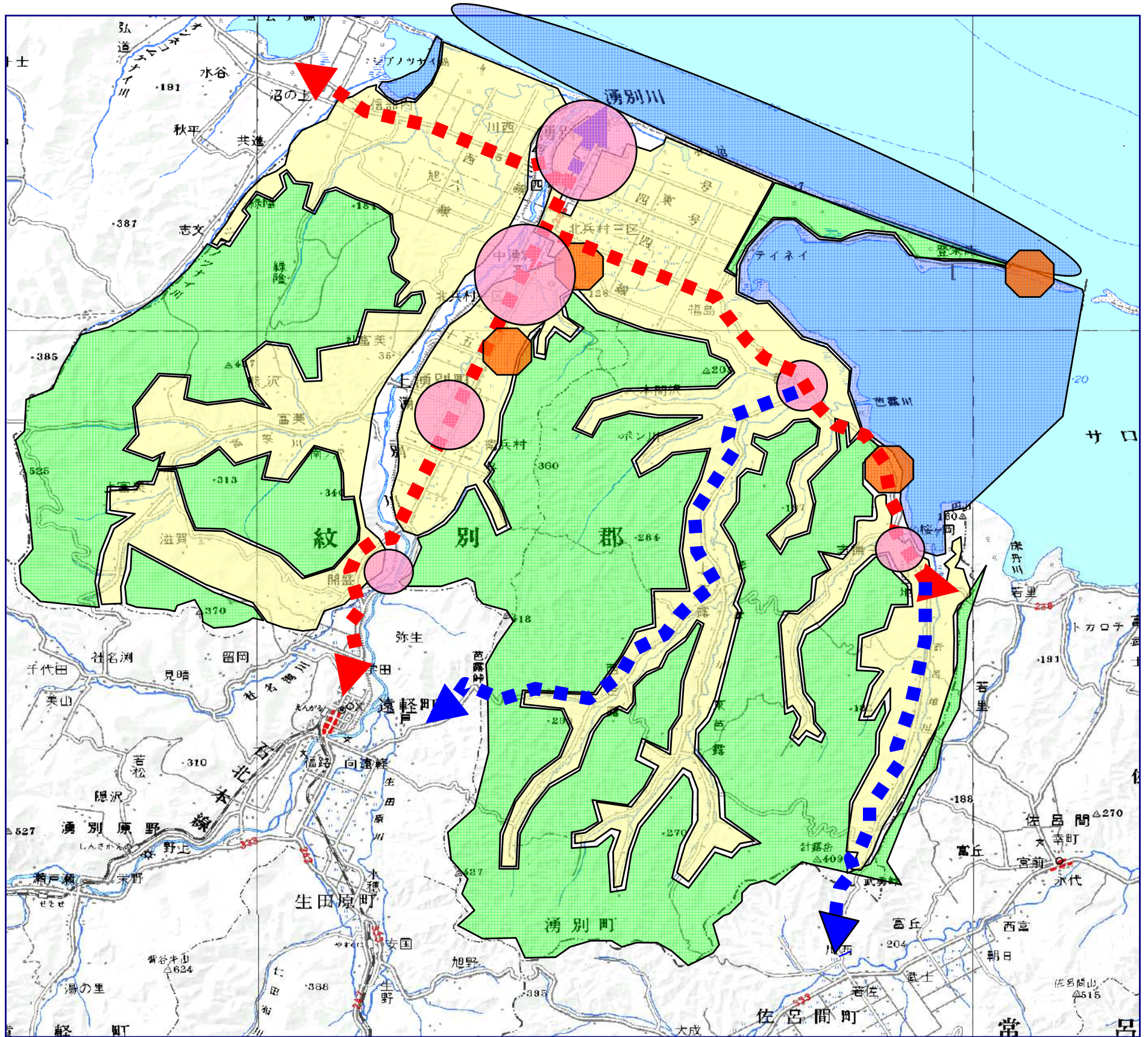
VI 地域連携軸

地域の均衡ある発展と各ゾーンの連携を支え、近隣市町村との交通路線である道路網を地域連携軸として、人、物、情報の交流・流通を支えるためのインフラ整備を図ります。

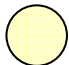


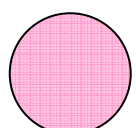
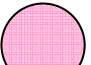
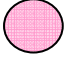
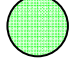
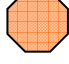
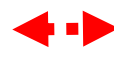

*** 地域連携軸**

- ① 国道238号
- ② 国道242号
- ③ 道道計呂地若佐線
- ④ 道道遠軽芭露線
- ⑤ 道道湧別上湧別線

図一 地域発展の方向性（ゾーニング図）



〈凡 例〉

 畑作・酪農ゾーン	 核となる市街地ゾーン
 漁業ゾーン	 : 2,000人以上の市街  : 1,000人以上の市街  : 1,000人以下の市街
 森林ゾーン	
 観光ゾーン	
  地域連携軸 (赤：国道、青：道道)	

VI 新町における北海道事業の取組

本地域は、オホーツク海をはじめとする豊かで個性あふれる自然環境を有する、オホーツクの中央に位置する町です。

広大な湧別原野に農業、オホーツク海・サロマ湖に水産業そして湧別原野を取り囲む林業の発展をはじめ、自然を活かした観光・レジャーの場など自然と共生し魅力あふれるまちづくりに取り組んできました。

こうしたまちづくりをこれからも進めていく必要があります、更に、交通ネットワークや情報・通信網の整備等により、周辺自治体との連携や北海道全体といった広域的な視点による取り組みも求められています。

また、今後も「人と自然が輝くオホーツクのまちづくり」を進め、掲げた目標を達成するために北海道との連携を一層緊密にしていくことが重要であり、北海道が主体となって実施する事業について、その推進を期待するものです。

表一 新町における北海道事業の概要

基本方針	区分	主要事業
安全・安心でうるおいのある快適な暮らしが実感できるまちづくり	道路の整備	・ 道道整備事業 など
	河川環境の整備	・ 河川整備事業 など
	自然環境の保全	・ 海岸保全対策事業 ・ 防風林造成事業 など
自然にやさしく活力ある産業を活かすまちづくり	農業の振興	・ 基盤整備事業 ・ 営農用水整備事業 ・ 農道整備事業 など
	水産業の振興	・ 漁港整備事業 ・ 漁場整備事業 など
	森林の保全	・ 森林整備事業 ・ 林道整備事業 など
	観光の振興	・ 自然公園等事業 など



VII 公共的施設の適正配置と整備方針

教育・文化・スポーツ施設、保健・福祉施設等各種公共施設の適正配置と整備については、総面積505km²に及ぶ広大な面積を有し、旧町の中心部をはじめ、各地区に集落が点在している新町の特性や住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域間のバランスをとりながら取り組んでいく必要があります、財政事情を考慮しながら次の方針により進めます。

【方針】

- 既存の公共施設の整備・配置については、可能な限り既存施設を有効に活用していくと共に、単に合理性や効率性に捉われず各地区の均衡ある発展を踏まえて、適正な配置を進めます。

- 新たな公共施設の整備・配置を進めるにあたっては、合併後の長期的な財政状況を展望し、事業の効果などを十分検討し効率的な整備に努めます。

VIII 財政計画

1. 基本的な考え方

新町の財政計画については、現在の歳入・歳出の状況を踏まえ、将来の動向を勘案しつつ、合併の効果や合併支援策等を見込んだ上で策定しています。

厳しい社会経済環境を背景として、国、地方ともに厳しい財政状況にあり、歳入規模の動向を的確に見極めながら、歳出面の適切な管理を進めていくことが基本となります。

また、国や道による合併支援措置についても、合併推進債等、後年度負担が発生するものについては、活用之际し慎重な検討が必要になります。

さらに、人件費等、合併効果を活かすことのできる点については、住民サービスの確保に配慮しつつ取り組んでいくほか、福祉や既存施設の管理など、これからのまちづくりに必要となる歳出予算の確保に努め、新町の将来像の実現に向け、めりはりのある財政運営を進めていくことに留意するものです。

合併後の財政推計の基本的考え方は、次のとおりとします。

【歳入】

(1) 地方税・地方譲与税・交付金等

決算（見込）額及び生産年齢人口減少率を勘案し推計。

(2) 地方交付税

公債費・事業費補正等の増減を見込むとともに、平成27年度から平成31年度までは合併算定替の激変緩和措置を見込む。

(3) 分担金・負担金・使用料等

決算（見込）額を勘案し推計。

(4) 国庫支出金・道支出金

決算（見込）額から臨時的なものを除き推計。

(5) 繰入金

収支の状況を勘案し推計。

(6) 繰越金

計上しない。

(7) 地方債

借入計画により推計。

臨時財政対策債は平成29年度以降見込まない。

【歳 出】

- (1) 人件費 決算（見込）額を勘案し推計。
平成31年度までの職員数は定員適正化計画を参考とし、平成32年度及び平成33年度は退職3名に対し1名の採用（補充率33%）を見込み、平成34年度からは退職2名に対し1名の採用（補充率50%）を見込む。
- (2) 物件費 毎年▲0.5%を基本としたうえで、選挙経費等を追加。
消費税増税分は平成26年度から8%、平成27年度から10%を見込む。
- (3) 維持補修費 毎年0.5%の増で推計。
消費税増税分は平成26年度から8%、平成27年度から10%を見込む。
- (4) 扶助費 高齢者人口の増加を勘案し、毎年0.5%の増を見込む。
- (5) 補助費等 決算（見込）額を勘案し推計。
- (6) 公債費 既発行分は償還計画により推計し、新規発行分は借入金利率年1.0%で推計。
- (7) 積立金 収支の状況を勘案し推計。
- (8) 投資・出資・貸付金 決算（見込）額を勘案し推計。
- (9) 繰出金 決算（見込）額を勘案し推計。
- (10) 普通建設事業 平成28年度までは総合計画により推計し、その後は平均事業費により推計。

2. 歳入・歳出の見通し

新町の財政推計

単位：百万円

歳入の状況	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
地 方 税	874	904	986	1,047	953	1,058	951	944	937	932	927	922	919	915	910	905
地方譲与税及び各種交付金	355	354	343	314	314	314	314	314	314	314	314	314	314	314	314	314
地 方 交 付 税	4,468	4,747	4,584	4,786	4,723	4,554	4,470	4,352	4,377	4,225	4,092	4,153	4,119	4,113	4,102	4,064
普通交付税	4,097	4,354	4,188	4,409	4,347	4,181	4,098	3,986	4,016	3,866	3,735	3,797	3,765	3,761	3,752	3,716
特別交付税	371	393	396	377	376	373	372	366	361	359	357	356	354	352	350	348
分担金・負担金	72	75	94	69	69	96	96	90	72	69	90	90	90	90	90	90
使用料及び手数料	280	241	246	223	238	238	238	238	238	238	238	238	238	238	238	238
国庫支出金	1,231	1,157	604	519	603	650	542	495	224	224	224	224	224	224	224	224
道 支 出 金	986	557	658	298	416	333	274	286	220	220	231	231	231	231	231	231
財 産 収 入	358	90	357	91	81	68	71	68	69	68	69	69	69	69	69	69
諸 収 入	157	117	104	67	80	34	24	24	24	24	24	24	224	24	24	24
地 方 債	851	1,093	1,012	1,187	1,173	876	790	2,424	630	630	630	605	580	555	530	505
繰 入 金	68	13	200	5	0	0	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰 越 金	333	311	466	434	441	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 入 合 計	10,033	9,659	9,654	9,040	9,091	8,221	8,090	9,235	7,105	6,944	6,839	6,870	7,008	6,773	6,732	6,664

48

性質別歳出の状況	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
人 件 費	1,288	1,267	1,293	1,280	1,310	1,275	1,245	1,236	1,213	1,168	1,142	1,107	1,077	1,056	1,033	1,006
物 件 費	1,232	1,166	1,199	1,206	1,263	1,269	1,208	1,216	1,212	1,203	1,217	1,206	1,212	1,212	1,208	1,207
維持補修費	123	174	172	232	233	241	246	248	249	250	251	253	254	255	256	258
扶 助 費	380	493	511	516	519	522	524	527	529	532	535	537	540	543	546	548
補 助 費 等	923	783	776	943	921	925	892	1,428	788	788	788	788	788	788	788	788
公 債 費	1,556	1,554	1,376	1,331	1,250	1,060	1,001	1,026	1,059	1,060	1,067	1,267	1,276	1,298	1,297	1,281
積 立 金	93	667	386	534	825	48	0	326	326	214	110	33	232	42	75	97
投資・出資・貸付金	16	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰 出 金	723	732	780	729	729	729	729	729	729	729	729	729	729	729	729	729
普通建設事業費	3,388	2,357	2,527	1,829	2,041	2,152	2,245	2,499	1,000	1,000	1,000	950	900	850	800	750
歳 出 合 計	9,722	9,193	9,220	8,600	9,091	8,221	8,090	9,235	7,105	6,944	6,839	6,870	7,008	6,773	6,732	6,664

歳入歳出差引残額	311	466	434	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
----------	-----	-----	-----	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

基 金 残 高	5,167	5,822	6,008	6,537	7,362	7,410	7,090	7,416	7,742	7,956	8,066	8,099	8,331	8,373	8,448	8,545
起 債 残 高	10,561	10,265	10,050	10,042	10,088	10,023	9,927	11,436	11,127	10,815	10,491	9,937	9,343	8,695	8,015	7,319